

7018.90 1 . ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品

第 70.18 項のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品とは、吹管(blow-pipe。例えば、ガスと空気の通るそれぞれ 2 本のパイプから成るガスバーナーで炎の大小及び強弱を調整することができるもの)を使用し、ガラスの素地を加熱しながらへら等の手道具を使用すること等により成形した物品のうち、動物、植物、小像、身辺装飾用品等の装飾用細工品をいうものとする。

なお、装飾用細工品のうち、吹管を使用した成形したもの又は当該成形品を溶着して製造したものと認められる部分を有するものは、第 70.18 項のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品として取り扱う。

7020.00 1 . Sighting panel

本品は厚さ約 9.5 ミリメートルの板ガラスと 3 ミリメートルの透明プラスチック層、透明な電熱抵抗フィルム及び 9.5 ミリメートルの板ガラスで構成され、これらが完全に接着したものであって、一見合わせガラスと同様の外観であるが、一辺にターミナルボード(サーモスタット内蔵)が組み込まれている。

本品の特徴は、単なる合わせガラスではなく、ガラスの内面全体に張り付けられている透明な電熱抵抗フィルムに交流電圧 440 ボルトを加えることにより 1 平方メートル当たり約 2,800 ~ 3,770 ワットで発熱し、ガラス表面の曇りを防ぐことにある。

本品には電熱抵抗フィルムとこれに付随する電導用バー、サーモスタット内蔵のターミナルボード等があり、単なる合わせガラスとは認められないが、構成材料からみて、ガラス製品と考えられるので本号に分類する。

